

令和5年4月1日

## 最低制限価格等の改正について(お知らせ)

令和5年4月1日以降に公告もしくは入札執行通知を行った競争入札の建設工事における最低制限価格等について、以下のとおり改正しましたので、改正内容を確認いただきますようお願いいたします。

### 従来

:最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格等は、設計金額(税抜き)の90%~92%で、別記の計算方法により算出

### 改正後

:最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格等は、設計金額(税抜き)の92% (ランダム化は継続します。)

4 建企第 509 号  
令和5年3月17日

## 最低制限設計価格等の改正について(工事)

下記に示すとおり、工事における最低制限設計価格等の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

### (1)適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行うものから適用。

### (2)改正の内容

最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出方法を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

工事種別	算定式	(現行) 設定範囲	(改正) 設定値( 2)
土木工事 (土木関連の電気 設備工事、電気通 信設備工事、機械 設備工事を含む)	直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.90 現場管理費 × 0.90 一般管理費等 × 0.68 上記の合計とする。( 1)	設計金額(税抜 き)の90%~9 2% (算定式で求めた 合計額が90%を 下回るものは9 0%、92%を上 回るものは92% とする。)( 1)	設計金額(税抜 き)に92%を乗じ て得た金額( 1)
建築工事 (建築関連の電気 設備工事、機械設 備工事及び解体 工事を含む)	(直接工事費×9/10)×97% 共通仮設費×90% {現場管理費+(直接工事費× 1/10)}×90% 一般管理費等×68% 上記の合計とする。( 1)		
建築関連の昇降 機設備工事その 他の製造部門を 持つ専門工事業 者対象の工事	(直接工事費×8/10)×97% 共通仮設費×90% {現場管理費+(直接工事費× 2/10)}×90% 一般管理費等×68% 上記の合計とする。( 1)		

( 1) 合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。

( 2) 当分の間、算定式に関わらず、設計金額(税抜き)に92%を乗じて得た金額を最低制限設計価格とする。

### (3)その他

詳しい情報は、長崎県ホームページに掲載しておりますので、必ず確認をお願いいたします。

ホーム > 分類で探す > まちづくり > 土地・建設業 > 公共事業  
入札・契約制度関係規則等 > 要綱・要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/>